

事 務 連 絡  
令和4年2月28日

全日本トラック協会 御中

自動車局貨物課

令和3年度 標準的な運賃に係る実態調査の実施について  
(協力依頼)

平素より、国土交通行政に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

平成30年に議員立法により貨物自動車運送事業法が改正され、ドライバーの労働条件の改善等を図るため、法令を遵守して持続的に事業を経営する際の参考となる運賃を示す「標準的な運賃」の告示制度が創設されました。

国土交通省では本制度に基づき、令和2年4月に「標準的な運賃」の告示を行ったところです。

この度、「標準的な運賃」の浸透・活用状況等の実態を把握するため、貨物自動車運送事業者の方を対象とした調査を実施することといたしました。

貴協会におかれましては、都道府県トラック協会を通じ、貴協会会員事業者の皆様に対して周知及び回答のご依頼をしていただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。